

平成28年3月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成28年 3月23日 開会
平成28年 3月23日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第1号

平成28年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月9日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

1 期 日 平成28年3月23日（水）午後1時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

平成 28 年 3 月 宮古地区広域行政組合議会定例会

平成 28 年 3 月 23 日（水曜日）

午後 1 時開議

議事日程

諸報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 予算大綱説明
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 28 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 27 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例
- 日程第 7 議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 8 議案第 5 号 宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 7 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 8 号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

出席議員（11名）

1番	坂本	昇君	2番	伊藤	清君
4番	黒沢	一成君	6番	古舘	章秀君
7番	野舘	泰喜君	8番	畠山	拓雄君
9番	落合	久三君	10番	尾形	英明君
11番	阿部	吉衛君	12番	菊地	大君
13番	松本	尚美君			

欠席議員（2名）

3番	畠山	直人君	5番	佐々木	重勝君
----	----	-----	----	-----	-----

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳君
副管理者	宮古市副市長	山口	公正君
事務局	局長	櫻野	甚一君
総務課	課長	大久保	一吉君
施設課	課長	鈴木	登志美君
消防	課長	野沢	浩二君
消防次長兼消防課	課長	米澤	秀樹君
総務課	課長	外舘	義博君
宮古消防署	署長	白鳥	定良君
山田消防署	署長	里舘	敏彦君
岩泉消防署	署長	小林	一彦君

◎開 会

- 議長（松本尚美君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。

◎諸報告

- 議長（松本尚美君） 諸報告を行います。

初めに、議員派遣について報告いたします。

宮古地区広域行政組合議会会議規則第44条の規定により、議長において議員の派遣を決定し、1月27日から1月29日まで埼玉県秩父市、秩父広域市町村圏組合及び埼玉県本庄市、児玉郡市広域市町村圏組合に行政視察のため10名の議員を派遣いたしました。

次に、宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第9項及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年度定期監査及び平成27年度一般会計の9月、10月、11月、12月、1月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松本尚美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、12番、菊地大君、1番、坂本昇君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（松本尚美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について、議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎予算大綱説明

- 議長（松本尚美君） 日程第3、予算大綱説明について、管理者の説明を求めます。

管理者、山本市長。

- 管理者（山本正徳君） 平成28年3月宮古地区広域行政組合議会定例会が開催されるに当たり、平成28年度当初予算に係る施策の大綱を申し上げ、議員各位並びに圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

当圏域に人的、物的に甚大な被害をもたらしました東日本大震災から5年が経過をいたしました。この間、当組合では、構成市町村はもとより、岩手県を初めとする各関係機関と連携し、適正な一般廃棄物処理及び消防事務の推進に努めてまいりました。これ

までの取り組みを踏まえ、平成28年度における当組合の重要課題は、一般廃棄物処理事務におきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の完了、し尿処理施設基幹的設備改良事業の実施、ごみの排出抑制や再資源化の推進であり、また、消防事務におきましては、宮古消防署の耐震補強工事の実施、さらには消防車両の更新などによる消防力の強化、救急業務の高度化への対応などであると認識をいたしておるところでございます。これら課題に、構成市町村、圏域住民及び関係団体と連携、協力し、圏域の復旧・復興に資するとともに、一層の住民サービスの向上に努めてまいります。

それでは、平成28年度における主な施策の概要を申し上げます。

最初に、一般廃棄物処理事務について申し上げます。

初めに、一般廃棄物処理基本計画の見直しについてであります。

宮古地区広域行政組合が平成24年3月策定をいたしました一般廃棄物処理基本計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災状況等も考慮して、平成23年度から平成37年度までの15年間を計画期間と定め、策定をされております。本計画は5年ごとに分け、平成23年度から平成27年度までの5年間を前期計画と定め、県や構成市町村と連携を強化し、復旧・復興を最優先の課題として取り組んでまいりました。平成28年度は、本計画の前期期間が平成27年度で終了することから、中期計画及び後期計画について見直しを行うものであります。

前期期間の状況は、リサイクル率は減少の傾向にありますが、ごみ、し尿の処理量は震災後の年度を重ねるにつれ増加する傾向にあります。増加の要因は、圏域人口が減少傾向で推移している中で、復興関連作業員の増加、復興関連事業の本格化や低迷していた事業活動の再開などによるごみ排出量の増加が考えられます。この状況は、宮古広域圏に限らず、県内全般に同様の状況にあります。今後の一般廃棄物の発生量は、平成29年度までは現在の水準で推移し、復興関連工事が終了予定である平成32年度ころには微減、それ以降は減少傾向となることが予測をされております。

このような前期計画の実績及び今後の見通しを踏まえた上で、一般廃棄物処理基本計画の見直しの方針は、計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間と定め、循環型地域社会の形成を基本理念とする住民、事業者、行政が一体となつてごみ減量化や資源化に努め、資源循環型社会を形成することを目的とするこれまでの方針を踏襲し、平成32年度までには、震災前の平成22年度の水準まで戻すことを目標に計画を策定いたします。

次に、施設稼働後20年が経過し、老朽化したごみ焼却施設の基幹的設備改良であります。

施設の延命化を図るため、平成27年8月に着手をいたしました。ごみ焼却施設基幹的設備改良工事につきましては、計画されておりました1号炉の改修工事も計画どおりに進み、1号炉運転期間中のごみ焼却も支障なく、焼却処理することができております。2月下旬に引き渡し、性能試験を完了し、現在も順調に稼働をいたしております。平成28年度は、2号炉の基幹改良工事を6月に着手し、年度内完成を目指します。

また、施設稼働から27年が経過したし尿処理施設におきましても、ごみ焼却施設と同様、老朽化が著しいことから、長寿命化計画に基づき、平成28年度、平成29年度の2年

間でし尿処理施設基幹的設備改良工事を実施をいたします。本工事は、廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ち、老朽化した施設、設備の更新により、長寿命化を図り、今後15年間のライフサイクルコストの低減を図る目的で実施をするものでございます。

消防事務について申し上げます。

近年、災害の多様化、大規模化が進む一方、少子高齢化や人口減少時代の到来など、消防を取り巻く環境は大きく変化をしており、消防行政全般にわたって積極的な対応が求められております。また、昨年は集中豪雨による土砂災害や大規模火災などが全国各地で頻発し、当組合管内においても、これまで以上に地域における安全・安心への関心が高まっております。当組合では、このような状況を踏まえ、あらゆる災害に備えて消防活動体制を強化するとともに、救急業務の高度化、火災予防行政の推進、人材育成の充実、消防施設整備などによる総合的な施策を推進してまいります。

それでは、消防事務の施策ごとの要諦を申し上げます。

まず、救急業務の高度化につきましては、平成27年の救急件数は3,791件、搬送人員は3,563人で、前年と比較して件数で51件、搬送人員で53人の増となっております。これらの救急需要に的確に応えるため、引き続き高度な救命処置を行える救急救命士を養成するとともに、メディカルコントロール体制の充実を図ってまいります。また、住民を初め、事業所や学校などに対して応急手当の知識と技術を広く普及するなど、地域全体で救命率の向上に取り組んでまいります。

火災予防行政の推進につきましては、平成27年の火災件数は31件で、前年と比較して5件の減となっております。今後におきましても、防火対象物や危険物施設に対して、防火管理体制の徹底を指導するとともに、住宅火災による死傷者を防ぐため、消防団や婦人防火クラブ等と連携を図りながら、一般家庭に対する防火指導や住宅用火災警報器などの設置、維持管理の指導に努めてまいります。

人材育成の充実につきましては、組合発足当時に採用されました職員の退職時期を捉え、これらの職員が長年の経験により培ってきた災害現場における知識や技術の継承に努めるとともに、消防大学校や岩手県消防学校などでの職員研修を行い、人材育成の充実を図ってまいります。

消防施設整備につきましては、平成28年度は、引き続き山田消防署の災害復旧を進めるとともに、拠点施設の安全性、信頼性の確保を図るため、宮古消防署の耐震補強工事や防水工事に係る実施設計を行うほか、消防無線アナログ局舎の解体工事などを行います。

消防車両につきましては、災害現場における過酷な使用形態を考慮し、平成28年度は、小型動力ポンプ付水槽車、水槽付消防ポンプ自動車等を更新、整備するとともに、新たに岩泉消防署に救助工作車を整備し、消防活動の充実、強化を図ってまいります。

宮古地区広域行政組合平成28年度の主な施策につきましては、構成市町村の厳しい財政状況の中、行財政運営の簡素化、効率化を図りながら事務事業を計上したところでございます。一方で、ただいま申し上げましたとおり、老朽化したごみ焼却施設及びし尿処理施設の延命化を図るため、多額の建設事業費並びに消防庁舎に係る耐震補強工事や消防車両整備費を計上したことから、平成28年度の一般会計当初予算額は51億3,691万

6,000円となり、前年度に比較して391万7,000円、0.08%の増となったところでございます。

議員各位のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、平成28年度予算案にご賛同を賜りますようお願い申し上げます、予算大綱の説明といたします。

◎議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（松本尚美君） 日程第4、議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計予算についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ51億3,691万6,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為事項とその期間及び限度額を、3ページの第2表債務負担行為のとおりとするものでございます。

第3条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用について定めるものでございます。

平成28年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

3歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、議会運営等に要する経費で、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、合計259万9,000円の計上で、前年度に比較して6,000円の減額でございます。減額の理由は、議員の改選に伴う旅費の減によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員8人分の人件費など、事務局の業務全般に要する経費で、1節報酬から19節負担金補助及び交付金までの合計8,363万4,000円の計上で、前年度に比較して326万5,000円の減額です。主な減額の理由は、職員1名を埋立処分地施設費から支出することに伴う人件費と退職手当特別負担金の減によるものです。一方、新たに事業主によるストレスチェックが義務付けられたことによる委託料の増、組合広報を充実するため印刷製本費などの増となっております。

12ページ、13ページをお開きください。

2款1項2目公平委員会費は、県への事務委託料で、4万8,000円の計上で、前年度に比較して4,000円の増額でございます。

2款2項監査委員費、1目監査委員費は、1節報酬から12節役務費まで、合計37万7,000円の計上で、前年度比3万4,000円の増額でございます。増額の理由は、議会選出

監査委員の改選に伴い、旅費の費用弁償が増額となるものであります。

3款衛生費、1項保健衛生費、1目環境衛生費は、旧食肉処理センターの建物に係る保険料1万円を計上するものです。

なお、平成27年度に計上いたしました食肉処理センターの施設解体工事実施設計業務委託は、平成27年12月24日に完了してございます。

3款2項清掃費、1目清掃総務費は、宮古市環境課きれいなまち推進室分等の水道料金及び町村のごみ収集に要する経費で、11節需用費、13節委託料の合計で1億5,233万4,000円の計上でございます。対前年比400万9,000円の減額です。

なお、一般廃棄物収集運搬委託料は、町村の積算によるものでございます。

3款2項2目ごみ焼却施設費は、職員4人分の人件費など、ごみ焼却施設の管理運営に要する経費で、2節給料から14ページ、15ページの27節公課費までの合計3億1,368万1,000円の計上で、前年度と比較して1,626万5,000円の減額です。主な減額の理由は、重油単価の値下げ及び燃料使用量の減及びごみ焼却施設の基幹改良工事に伴い、通常維持管理修繕分の減などによるものでございます。

3款2項3目埋立処分地施設費は、職員2人分の人件費など、最終処分地の管理運営に要する経費で、2節給料から23節公課費までの合計1億878万円の計上で、前年度と比較して794万9,000円の増額です。主な増額の理由は、一般管理費から支出していた職員分の人件費の増と、5年ごとに行う最終処分場残存容量調査業務委託料、雨水液処理施設上水道引込工事を新規に計上したことによるものです。特定財源として国庫支出金、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金65万1,000円を充当するものです。

3款2項4目し尿処理施設費は、職員2人分の人件費など、し尿処理施設費の管理運営に要する経費で、2節給料から27節公課費までの合計1億9,710万円の計上で、前年度と比較して1,203万2,000円の減額です。主な減額の理由は、し尿処理施設基幹改良に係る事業者選定アドバイザー業務委託料と、施設整備に係る修繕料の減額によるものです。

なお、し尿中継貯留槽運搬業務委託料は3,486万9,000円で、前年比88万7,000円の増額計上をしております。

3款2項5目汚泥焼却施設費は、施設の管理運営に要する経費で、11節需用費から13節委託料までの合計1,759万9,000円の計上で、前年度と比較して443万8,000円の増額です。主な増額の理由は、制御盤保守整備費、汚泥圧送配管保守整備費を計上したことによるものです。

3款2項6目リサイクル施設費は、職員1人分の人件費など、リサイクル施設の管理運営に要する経費で、2節給料から18ページ、19ページの27節公課費までの合計9,005万5,000円の計上で、前年度と比較して906万9,000円の増額となっております。主な増額の理由は、缶圧縮機供給コンベア保守整備費、資源物計量システム修繕料を計上したことによるものです。

3款2項7目ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費は、平成27年度から28年度にかけて、施設の長寿命化を図るため実施するもので、平成28年度分の事業費として、9節旅費から15節工事請負費までの合計13億9,014万5,000円の計上です。事業費の主なものは、工

事費のほか、工事施工監理委託料や工事検査に要する旅費を計上しております。特定財源として、国庫支出金、循環型社会形成推進交付金、事業費補助金 2 億 4,205 万 4,000 円を充当するものです。

3 款 2 項 8 目し尿処理施設基幹的設備改良事業費は、新規事業で、平成 28 年度、29 年度の 2 カ年事業です。平成 28 年度は 7 億 217 万 5,000 円の計上です。事業費の主なものは、工事費のほか、工事施工監理委託料や工事検査に要する旅費を計上しております。

4 款 消防費、1 項 消防費、1 目 日常備消防費は、消防職員 193 人分の人件費など、消防救急業務等に要する経費で、2 節 給料から 20 ページ、21 ページの 27 節 公課費までの合計 16 億 4,758 万円の計上で、前年度と比較して 3,692 万 2,000 円の増額です。主な増額の理由は、共済費の標準報酬制移行に伴う増額によるものです。特定財源として、県支出金、岩手県防災航空隊への職員派遣に伴う県からの職員人件費負担金 1,699 万円を充当するものです。

4 款 1 項 2 目 消防施設費は、施設及び車両等の整備に要する経費で、13 節 委託料から 18 節 備品購入費までの合計 3 億 9,179 万 9,000 円の計上で、前年度と比較して 3 億 7,489 万 9,000 円の増額です。増額の理由は、山田消防署の小型動力ポンプ付水槽車 5,400 万円、岩泉消防署の救助工作車 1 億 1,500 万円、田野畑分署の水槽付消防ポンプ自動車 5,400 万円、宮古消防署庁舎耐震補強工事 1 億 2,488 万円等を新規に計上したことによるものです。

22 ページ、23 ページをお開きください。

5 款 災害復旧費、1 項 厚生労働施設災害復旧費及び 5 款 2 項 その他公共公用施設災害復旧費は、整理科目となります。

6 款 公債費、1 項 公債費、1 目 元金、23 節 償還金利子及び割引料は 3,380 万 1,000 円の計上で、前年度と比較して 2,345 万 2,000 円の減額でございます。減額の理由は、平成 22 年度借入れに係る起債元利償還が終了したことによるものです。

6 款 1 項 2 目 利子、23 節 償還金利子及び割引料は、319 万 7,000 円の計上で、前年度と比較して 63 万 8,000 円の減額です。減額の理由は、元金と同様に、過年度起債の一部の償還が終了したことによるものです。

7 款 予備費、1 項 予備費、1 目 予備費は、前年度と同額の 200 万円の計上でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、6 ページ、7 ページにお戻り願います。

なお、歳出で説明した特定財源につきましては、説明を省略させていただきます。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 組合負担金は、45 億 8,849 万 3,000 円の計上で、前年度と比較して 1 億 1,647 万 5,000 円の増額でございます。内訳は、1 節 総務 8,823 万 8,000 円、2 節 衛生 25 億 2,114 万 3,000 円、3 節 消防 19 億 7,911 万 2,000 円の計上でございます。

2 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、1 目 総務使用料、1 節 総務は、収入見込みにより土地等使用料 15 万 1,000 円の計上でございます。

2 款 2 項 手数料、1 目 衛生手数料は、収入見込みにより 1 節 処理業許可、2 節 ごみ処理、3 節 し尿処理の合計 4,648 万 1,000 円の計上でございます。

2目消防手数料は、収入見込みにより1節危険物取扱許可、2節諸証明の合計100万5,000円の計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金から、8ページ、9ページの4款県支出金、1項県負担金までは、歳出の特定財源で説明いたしましたので、省略いたします。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地貸付は、交通安全協会敷地貸付料で、36万円の計上でございます。

5款2項財産売払収入、1目物品売払収入は、整理科目でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、整理科目でございます。

7款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子、1節組合預金利子は、収入見込みにより5万円の計上でございます。

7款2項雑入、1目雑入、1節雑入は、収入見込みにより、資源物売払代金など1,501万9,000円の計上でございます。

組合債の衛生債及び消防債は廃目となります。

以上、歳入歳出それぞれ51億3,691万6,000円の計上で、前年度と比較いたしまして、歳入歳出それぞれ391万7,000円の増額でございます。

附表といたしまして、25ページから29ページまで給与費明細書、29ページ上段に債務負担行為で当該年度以降の支出予定額等に関する調書及び下段に地方債の前年度末における現在額並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上が平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより、議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。質疑のある方は、予算書もしくは説明資料のページ数をおっしゃってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

落合久三君。

○9番（落合久三君） 予算書の14、15ページ、3款衛生費、2項清掃費、失礼、12、13です。12、13から14、15ページにかけてであります。衛生費、保健衛生費、1目のごみ焼却施設費、ここだけというんじゃないんですが、今回の平成28年度の予算で、特に可燃物、不燃物、資源ごみ、そういう意味でちょっと目が、ページがわたるんですが、これらの予算を計上することによって、ちょっと抽象的に聞こえるかもしれませんが、この、私の理解では、国も各市町村もごみの減量をどうやって図るのか、あわせてごみの処分にかかわる経費をどういうふうに節約、節減していくかというのは、非常に大きいテーマだと思っております。

私の問題意識は、先ほど市長の予算大綱の説明の中で、このごみの搬出は復興の事業のピークが過ぎれば穏やかに、穏やかにとは言いませんでしたが、減少するものではな

いかという趣旨の説明があったんですが、私も最初はそういうふうに単純に思っていたわけですが、例えば津波前の平成22年、可燃、不燃、資源ほかごみ搬入量、宮古広域全体で3万4,000トン、平成26年3万4,859トン、ほとんど変わっていません。この数字は、大震災前も後もほとんど変わっておりません。つまり、災害、産業廃棄物または一般、津波にかかわるものは別扱いで搬入したり処理してきたという経過があるので、そのことは十分承知だし、ここの数字には載っていないのだなというふうに理解するんですが、聞きたいのは、この、繰り返し言いますが、可燃、不燃、資源ほか、このごみの搬入量がほとんど変わっていないんですが、今回予算計上されていることで事業を展開したとして、ごみの減量はどのようなふうな数、方向に向かうのかというのをちょっと、総括的な言い方で非常に申しわけないんですが、この平成28年度に網羅されている予算を執行したと仮定をして、ごみの搬入量は変わりがないのか減るのか微増なのかよくわからないのか、ちょっとその辺の見通し、根拠と言ってもいいかもしれませんが、まずお聞きしたいと思います。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今年度の、27年度のごみの総排出量を3万1,994トンと予測しております。これは、平成23年度に策定しました一般廃棄物処理基本計画に比較しますと、1.8%の増となっております。ただし、平成26年度の実績3万3,000トンと比較しますと、今年度の、27年度の排出量は、見込みですが約1,000トンほど減少する見込みでございました。このことは、先ほど市長の方からの説明があったとおりです。この増量につきましては、東日本大震災による経済活動の活発化という部分でのごみの量が増えてきているというものと思っております。また、この震災等に伴います事業が落ち着くのが平成32年頃だろうというふうに思っていますが、そのあたりからは、人口の自然減とともにごみは減少していくのだろうなというふうに思っております。

先ほど議員さんおっしゃられました、22年、23年度からそんなに変わっていないよという部分なのでございますが、ごみの量は変わってはおりませんが、21年度からの分別拡大をしておりますが、そのリサイクル率、いわゆるごみの総量に対しての資源物の割合が約0.5%ほど少なくなっております。したがって、ごみの量はそんなに変わっていないんですけれども、いわゆるリサイクルに回せるものが可燃に回ってきているという実情でございます。こういった部分で、今の復興需要が落ち着けば、あと分別を徹底していただければ、ごみの量は減少していくものと思っております。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） よくわかりました。そこで、今、課長の答弁で、平成27年度まだ終わってはいませんが、予想として3万1,900トン何がしと。そういう意味では減少をしているというのはよくわかりました。

そこで、今なぜ市長が予算大綱の説明で増えているかというのの補足があったんですが、この復興事業にかかわる経済活動の活発化によってごみの分量が増えていると思われるので、私もそうだと思います。ということは、別の表現でいえば、この間、ごみが増えているのは、事業系のごみが総体として増えているという理解でよろしいんでしょう

か。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） そのとおりでございます。ごみの量なんですけれども、23年度と比較して、これ総量ではちょっと今数字出てこないんですけども、1人1日当たりに組みかえますと、数字を組みかえますと、平成23年度は1日当たり276グラムの排出量が、27年度が287グラムということで、11グラムほど1日当たりごみの排出量が増えております。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） わかりました。

それから、もう1点、冒頭触れたんですが、そういうふうに推移していくだろう、現状ではそういう数字だということを今課長から聞いて、それも了とします。

もう1つ、このごみの減量とあわせて、ごみ処理にかかわる必要経費、平成26年度の決算によりますと、1人当たり年間1万1,237円というのが示されているんですが、今回の平成28年度のこの予算を執行したと仮定して、このごみ処理にかかわる経費ですね、これもどこの自治体でも広域でも頭を悩ませている一つのバロメーターになる数字かとは思いますが、この点ではどういう見通しが、この28年度予算を執行したとして予測しているのかというのをお示してください。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） あくまでもトン当たりでの単価ということで、ちょっと大変申しわけございません、今、私手元に資料がなくて、はっきりした数字では申し上げられないんですけども、ほぼ横ばいという形になる、26年度、27年度実績の単価とほぼ同額という形になってくると思います。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） わかりました。

質問を、最後消防のほうに変えたいと思います。

予算書の18ページ、19ページ、第4款消防費、1項消防費、1日常備消防費。今回の平成28年度の予算の中で、20、21ページですね。委託費、委託料。ここに、庁舎耐震補強工事監理業務委託、それから、そこの一番下に、下だけではないと思うんですが、庁舎1階屋上防水工事実施設計業務委託が計上されているんですが、ここから読み取れることは、五月町の消防署庁舎の耐震補強工事等にかかわる予算が計上されているというふうに理解するわけですが、この、大震災を経験して、幾つかのというか、田老の分署はもう完全に津波で全壊してしまったわけですね。それから、分団でも、鉾ヶ崎を初め、少くない屯所も破壊をされてしまうと。それを今ずっとこの間復旧工事等をやっているわけですが、私もああいう大震災を経験してみて、こういう消防だとか警察だとか、住民の安全・安心にかかわる業務をしっかりと担っているところが、こういうことで機能が麻痺することがないようにどうするかというのは非常に重要な課題だというふうに、これはもう誰もが思っている点だと思います。

そこでお聞きしたいのは、この、今五月町の消防庁舎の耐震工事をやっているわけですが、これを完成したとすれば、先ほどと、あれは全協でちょっと聞いたんですが、耐

震工事を完了すれば I s 値はどのようなふうになるでしょうか。

○議長（松本尚美君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 消防施設、普通の建築物の建物で、I s 値、0.6以上というのがあります。消防施設はその1.25倍程度の数値が必要と言われております。それで、I s 値0.75以上、消防施設に関しては0.75以上ということなので、今回、来年度耐震補強工事をするわけでございますけれども、0.75以上という I s 値であるというふうに思っております。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） なるほど。そうすると、普通の家屋の、一般家屋、家屋と言っているかどうか、0.6、その1.25倍だから0.75以上と。今の耐震工事をやればこれを上回る、クリアするということをやっているということに理解をします。

そこで、これに関連してもうちょっとだけお聞きしたいのは、例えば新里の分署、昭和50年につくったと。山田、平成7年。山田ですらもう20年たっていると。岩泉、昭和50年。こういうふうには、かなり老朽化しているといえますか、古くなっている施設の耐震並びに補修、補強の計画は現時点ではどのようなふうにご考えておりますか。

○議長（松本尚美君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 山田消防署は震災で被災をして、現在設計中であるので、来年度中には建設をできるということによろしいかと思っております。岩泉消防署に関しましては、平成25年に増改築をしております。その際に耐震補強を行っております。それから、一番古い新里分署でございますけれども、26年度に耐震診断を行いました。その中で、X方向、X方向というのは横ですか、横のほうがNGと。それからY、1階のY方向についてもNGということで、これは何らかの処置が必要となります。それにつきまして、現在宮古市と協議を行っている最中でございます。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 新里の場合はX軸もY軸もNGであると、何らかの措置が必要だと。何らかって何でしょう。

○議長（松本尚美君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 耐震補強工事をするとかということになると思います。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 最後に、この予算措置でいえば、今すぐ目まであれできませんが、要するに救急出動に関する事をお聞きしたいと思います。

先ほど、市長の予算大綱の説明の中でも、その重要な一つに救急出動の問題が触れられました。実は、この火災が年間で、広域管内で出動した火災が三十数件とか、そういうのから、単純な比較はもちろんできないのはわかるんですが、火災件数が三十数件、年間でですよ。ところが、救急自動車の出動回数というのは3,700回とか、搬送人員が3,500人とか、そういう桁違いに出動しているわけです。つまり、1年365日で単純に見ますと、1日10件以上救急自動車が出動をしているということになりますよね。しかも、これを時系列で見てもほとんど変わらないどころか増えたり、仮に減ることがあってもそんなに極端に減ることはない。つまり、3,700件前後でずっと推移していることを考

えますと、この救急自動車の出動、それに伴う体制をどういうふうに構築して、住民の安全を未然に守っていくかというのは、やっぱり非常に大きい課題になるのかなというふうに思います。

そこでお聞きしたいのは、実績をちょっと見てみましたらば、この気管挿管の認定を受けている方が、古いかもしれませんが32人、薬剤投与の認定を受けている、そういう資格を持っている方が32人。総体、ダブる人が当然いると思うんで、総人数で50人というのが平成26年の決算のときに示されているんですが、お聞きしたいのは、平成28年度もこの事業さらに強化していこうとしていると思うんですが、この救急出動する事業で、今の、先ほど私が言った救急救命士みたいな、こういう体制は現状のままで、基本的には大丈夫、間に合っているという認識なのか、いや、やはりちょっと足りないと思うのか、いや現状でベストだと思うのか、端的にお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松本尚美君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 今のご質問でございますが、救急救命士の、救急車が11台ありまして、必ず1名は、例えば11台同時に出動したとしても、必ず1台に1名は救命士を搭乗させる配置でやってございます。

11台いて、1台につき3当番で3名の救命士が必要となりますが、それに有休者とかそういうのを踏まえれば、今の現状で足りているというふうに思っております。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） なければ、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計予算は原案どおり可決されました。

議案第1号

平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,136,916千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月23日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算

歳入				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	款	項	金額
1	分担金及び負担金			4,588,493
			1 負担金	4,588,493
2	使用料及び手数料			47,637
			1 使用料	151
			2 手数料	47,486
3	国庫支出金			468,365
			1 国庫補助金	468,365
4	県支出金			16,990
			1 県負担金	16,990
5	財産収入			361
			1 財産運用収入	360
			2 財産売却収入	1
6	繰越金			1
			1 繰越金	1
7	諸収入			15,069
			1 組合預金利子	50
			2 雑入	15,019
	** 歳入合計 **			5,136,916

歳出				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	款	項	金額
1	議会費			2,599
			1 議会費	2,599
2	総務費			84,059
			1 総務管理費	83,682
			2 監査委員費	377
3	衛生費			2,971,879
			1 保健衛生費	10
			2 清掃費	2,971,869
4	消防費			2,039,379
			1 消防費	2,039,379
5	災害復旧費			2
			1 厚生労働施設災害復旧費	1
			2 その他公共・公用施設災害復旧費	1
6	公債費			36,998
			1 公債費	36,998
7	予備費			2,000
			1 予備費	2,000
	** 歳出合計 **			5,136,916

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	
(平成28年度) し尿処理施設基幹的設備改良 工事費	平成28年度から 平成29年度まで	限度額	1,096,200 千円
(平成28年度) し尿処理施設基幹的設備改良 工事施工監理業務委託料	平成28年度から 平成29年度まで	限度額	39,347 千円

◎議案第2号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（松本尚美君） 日程第5、議案第2号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 議案集2の1ページをお開き願います。

議案第2号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,731万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,259万9,000円とするものです。

第2条は、本年度の事業費を翌年度へ繰り越して執行するため、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

平成28年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出から説明いたしますので、2-6、2-7ページをお開き願います。

2歳出。

3款衛生費、1項保健衛生費、1目環境衛生費、13節委託料、食肉処理センター施設解体工事实設計業務委託料の事業完了により、629万5,000円を減額するものです。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、庁舎清掃業務委託料の執行見込みにより、136万7,000円を減額するものです。

4款1項2目消防施設費は、岩泉消防署の消防指導車購入費の確定により、45万円を減額するものです。

5款災害復旧費、2項その他公共公用施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費は、宮古消防署田老分署完成に伴い、事業費が確定したことにより、13節委託料、15節工事請負費及び18節備品購入費合わせて2,902万4,000円を減額するもので、特定財源として、国庫支出金、消防防災施設災害復旧費補助金1,122万5,000円をあわせて減額補正するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、2-4、2-5ページにお戻り願います。

1歳入、1款分担金及び負担金、1目組合負担金2,609万1,000円の減額は、2節衛生629万5,000円、3節消防1,979万6,000円を減額するもので、歳出補正額を調整の上、減額補正するものです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目消防費国庫補助金は、歳出で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上が議案第2号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) 質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第3号)は原案どおり可決いたしました。

議案第2号

平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37,316千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,112,599千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成28年3月23日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 分担金及び負担金		4,050,491	△26,091	4,024,400	
	1 負担金	4,050,491	△26,091	4,024,400	
3 国庫支出金		934,734	△11,225	923,509	
	1 国庫補助金	934,734	△11,225	923,509	
補正されなかった款項にかかる額		164,690		164,690	
** 歳入合計 **		5,149,915	△37,316	5,112,599	

2 歳出

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 衛生費		2,247,478	△6,295	2,241,183	
	1 保健衛生費	9,044	△6,295	2,749	
4 消防費		1,619,841	△1,817	1,618,024	
	1 消防費	1,619,841	△1,817	1,618,024	
5 災害復旧費		1,125,571	△29,204	1,096,367	
	2 その他公共・公用施設災害復旧費	1,125,570	△29,204	1,096,366	
補正されなかった款項にかかる額		157,025		157,025	
** 歳出合計 **		5,149,915	△37,316	5,112,599	

第2表 繰越明許費補正
追加

款	項	事業名	金額
5 災害復旧費	2 その他公共・公用 施設災害復旧費	山田消防署庁舎建設工事 実施設計	千円 53,000
合 計			53,000

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例

○議長（松本尚美君） 日程第6、議案第3号 宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 議案集3-1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例について説明いたします。

本条例案は、行政処分に対する不服申立制度について定めた行政不服審査法が全面的に見直され、新たに行政不服審査法として平成28年4月1日から施行されることに伴い、同法の実施に当たり、条例の定めを要するものについて、その必要な事項を定めようとするものでございます。

第1条は、本条例の趣旨について定めようとするものでございます。

第2条は、審査請求に係る審査手続における提出書類の写し等を審査請求人等に交付する場合の手数料について定めるものでございます。

第3条から第8条は、審査会に関する規定で、第3条は、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求に係る事件ごとに行政不服審査会を設置する旨を定めるものでございます。

第4条から第8条までについては、第3条に規定する行政不服審査会の組織及び運営に関し定めるものでございます。

第9条は、本条例の実施に関する補則について定めるものでございます。

第10条は、行政不服審査会の委員または委員を退任した者が職務上知ることができた秘密を漏らした場合における罰則について定めるものでございます。

次に附則ですが、本条例の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、条例の朗読は省略させていただきます。

平成28年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、行政不服審査法の施行に伴い、審理手続に係る提出書類の写し等の交付手数料を定めるとともに、審査請求に係る事件ごとに、宮古地区広域行政組合行政不服審査会を設置しようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。

よろしく審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより、議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 午前中の全協のとき、ちょっと聞くのを忘れたので、大事だと思いますので、1つだけお聞きします。

3-1ページ、ここで第3条、この不服審査会は審査請求に係る事件ごとにと、だからもう、一回設置すれば例えば議会みたいに4年間だとか、または行政のように最低で

も1年間とかというふうな規定ではないというふうに、この3条は理解するんです。ここはいいんですが、これとのかかわりで、第5条の2項ですね、委員の任期、前項の規定による任命の日から審査請求に係る事件に係る審議が終了した日までってこう書いてありますので、Aという不服審査が審査請求になったと。はい、じゃ皆さん集まってくださいと審査した、結論が出た。と、その解決したごとにこの選ばれた5名の任期は一旦終わるという理解をするんですが、それでいいのかなどか。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） そのとおりでございます。

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例は原案どおり可決されました。

◎議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（松本尚美君） 日程第7、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 議案集4の1ページをお開き願います。

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明をいたします。

本条例案は、新行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。

それでは、条例案の内容について説明いたします。

第1条、宮古地区広域行政組合行政手続条例は、新行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定の例により、第3条及び第19条に規定する用語の改正をするとともに、所要の整備をするものでございます。

次に、第2条、宮古地区広域行政組合情報公開条例及び4-4ページの下段、第3条、宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の主な改正内容は、新行政不服審査法において創設された管理員による審理手続について適用除外とするものでございます。

新行政不服審査法において創設された審理員制度は、審査請求人及び行政処分をした処分庁のそれぞれの主張を公平に審理できるよう、行政処分に関与した者以外の者から指名する審理員が審理するよう制度化されたものでございます。行政文書及び個人情報の開示請求に対する処分について不服があった場合は、従来から第三者期間として設置している審査会において審査を行っていることから、新たに設けられた審理員制度を適用する実益がないため、審理員による審理手続は行わない旨を定めるものでございます。その他規定の改正は、情報公開法及び個人情報保護法の規定の改正の例により、両条例の規定についても同様の改正をするとともに、新行政不服審査法の施行に伴い、用語等の整備を行うものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は本条例の施行日を新行政不服審査法の施行日に合わせて、平成28年4月1日とするものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、条例案の朗読は省略させていただきます。

平成28年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、行政不服審査法の施行に伴い、所要の整備をしようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第5号 宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） 日程第8、議案第5号 宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 議案集5の1ページをお開き願います。

議案第5号 宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例案は、地方公務員法の改正及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

第3条は、地方公務員法の改正により、任命権者の報告事項に、第2号として人事評価の状況、第5号として休業に関する状況、第8号として退職管理の状況を加えるとともに、第6号中及び勤務成績の評定を削り、同号を第9号とし、号を加えたことにより、それぞれの号を繰り下げるものでございます。

次に、第5条は、行政不服審査法の施行により、第3号中、不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上が条例改正の内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成28年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、地方公務員法の改正及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより、議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第6号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） 日程第9、議案第6号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 議案集 6 の 1 ページをお開き願います。

議案第 6 号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例案は、地方公務員法の改正に伴い、第 1 条中の引用条項、第 24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に改めるものでございます。

附則でございますが、本条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日とするものです。

以上が条例改正の内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成 28 年 3 月 23 日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが条例案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより、議案第 6 号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第 7 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） 日程第 10、議案第 7 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 議案集 7 の 1 ページをお開き願います。

議案第 7 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例案は、平成 27 年 8 月 6 日に出された人事院勧告に基づく国の改正内容に準じ、一般職の職員の給料月額等の改定、地方公務員法の改定及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

第 1 条は、一般職の平成 27 年 12 月の勤勉手当の支給割合を、現行の 100 分の 75 から 100

分の85に改めるとともに、再任用職員の平成27年12月の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の35から100分の40に改め、交付の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2条について説明いたします。

第1条趣旨は、地方公務員法の改正に伴い、第1条中の引用条項第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

7-2ページをお開き願います。

地方公務員法の改正に伴い、第4条の次に、第4条の2として新たに等級別基準職務表を加えるものでございます。

18条の3第2項は、行政不服審査法の施行により、引用条項を改正するものでございます。

第19条、勤勉手当、第2項第1号及び第2号は、一般職の勤勉手当の支給割合を平成28年度以降の6月及び12月ともに100分の80に改めるとともに、再任用職員の勤勉手当の支給割合を、平成28年度以降の6月及び12月ともに100分の37.5に改めるものでございます。

7-3ページをお開き願います。

第20条の2、管理職特別勤務手当は、支給要件及び支給額について改定しようとするものでございます。

第21条の2、単身赴任手当、第2項は、手当の月額を2万3,000円から3万円に引き上げるとともに、加算限度額を4万5,000円から7万円に引き上げようとするものでございます。

第21条の3、災害派遣手当、第2項は、別表の改正により所要の改正を行うものです。

7-4ページをお開きください。

別表第1は、行政職給料表の改正でございます。

7-7ページをお開きください。

別表第2は、消防職給料表の改正でございます。

7-11ページをお開き願います。

別表改正で、別表第3を別表第5として、別表第2の次に別表第3として行政職等級別基準職務表、別表第4として消防職等級別基準職務表を加えるものでございます。

7-12ページをお開きください。

附則についてご説明いたします。

第1項は、各条それぞれの施行期日について定めるものでございます。

第2項は、平成27年12月勤勉手当の適用期日について定めようとするものでございます。

第3項は、改正前の給与条例に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の勤勉手当の内払いとみなす旨定めるものでございます。

第4項は、平成28年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の号給の調整について定めるものでございます。

第5項から第7項は、給料の切替えに伴う経過措置を定めるものでございます。

第8項は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものとございます。

第9項は、期末手当または勤勉手当の支給を一時差しとめる処分の取り消しの申し立てに係る経過措置を定めるものとございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成28年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、国の例に準じ、一般職の職員の給料月額等の額の改定及び管理職員特別勤務手当の支給要件を拡大するとともに、地方公務員法の改正及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第8号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） 日程第11、議案第8号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 議案集の8の1ページをお開き願います。

議案第8号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

改正の趣旨でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、国の火災予防条例の例の一部が改正されたことから、宮古地区広域行政組合火災予防条例について所要の改正をしようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、別表第3を一部改正するものであり、厨房設備、調理用器具にグリドル付こんろを追加し、厨房設備のドロップイン式の表現を組込型に改め、

入力5.8キロワット以上の電磁誘導加熱式調理器を追加し、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を電気調理用器具に統一するものでございます。

また、備考欄の注釈の番号が表全体で続き番号だったものを、設備、機械ごとの番号に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案の朗読は省略させていただきます。

8-16ページをごらん願います。

平成28年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、火災予防条例の例の一部が改正されたことから、所要の改正をしようとするものである。これが条例案を提出する理由であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより、議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎閉 会

○議長（松本尚美君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成28年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

松本 尚美

署 名 議 員 菊 地 大

署 名 議 員 坂 本 昇